

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は越谷市が行う介護予防の取り組みです。

「サービス・活動事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

**1 要介護・要支援認定で
要支援1・2と
認定された方
又は、基本
チェックリストに
より事業対象者
となった方**

2 サービス・活動事業 の対象者となります

サービス・活動事業を利用できます。
本人や家族と話し合い、課題を分析し、目標や利用するサービスを決めます。必要に応じてケアプランを作成します。
また、一般介護予防事業のサービスも利用できます。

**1 要介護・要支援
認定で非該当と
判定された方**

2 一般介護予防事業の 対象者となります

一般介護予防事業を利用できます。

**1 要介護・要支援
認定を
受けていない方
地域包括支援センターや
市役所の窓口
に相談します**

※介護が必要と思われる方や希望する方には、要介護・要支援認定の申請を案内します。



3 サービス・活動事業のサービスを利用

介護予防のさまざまな要望に対応するため、これまでの介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加え、住民主体の支援など多様なサービスを行います。

1 訪問型サービス（第1号訪問事業）

①訪問介護相当サービス

介護保険事業所の専門職が提供するサービス。
食事・入浴・排せつ介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助を行います。

②訪問型サービス・活動A（基準緩和）

NPO、民間事業者等で一定の研修受講者等が提供するサービス。掃除・洗濯・調理などの生活援助のみを行います。

③訪問型サービス・活動B（住民主体）

主にボランティア中心で提供するサービス。掃除・洗濯・調理などの生活援助や、安否確認等のサービスも行います。

●自己負担のめやす 各団体の設定する実費負担分

2 通所型サービス（第1号通所事業）

①通所介護相当サービス

介護保険事業所において、専門職が提供するサービス。身体介護や生活援助を行います。

②通所型サービス・活動A（基準緩和）

介護保険事業所において、一定の研修受講者等が提供するサービス。生活援助や体操などのレクリエーションを実施します。

③通所型サービス・活動B（住民主体）

主にボランティア中心で提供するサービス。ボランティア団体が活動する場所で、ミニデイサービス等を行います（送迎はありません）。

●自己負担のめやす 各団体の設定する実費負担分

④通所型サービス・活動C

保健・医療の専門職による短期間（3か月程度）で行われるサービス。日常生活動作等の向上を図ります。

●自己負担のめやす 費用負担なし

●自己負担(1割)のめやす 1か月あたり

週1回程度	1,226円
週2回程度	2,448円
週2回程度を超える	3,884円

※週2回程度以上は要支援2の方のみ

●自己負担(1割)のめやす 1回あたり(月上限8回)

20分未満	100円
20分以上45分未満	150円
45分以上	200円



●自己負担(1割)のめやす 1か月あたり

事業対象者・要支援1	1,847円
要支援2	3,719円

●自己負担(1割)のめやす 1回あたり(月上限8回)

1回	300円
----	------

送迎つきは別途片道につき49円



3 一般介護予防事業のサービスを利用

越谷市や地域の住民が主体となった体操教室や介護予防に関する講演会などに参加できます。

一般介護予防事業は、65歳以上の方なら誰でも利用できます。

